

## ◎入札公告

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第28条の規定に基づき、一般競争入札について以下のとおり公告する。

令和5年2月13日

公立学校共済組合茨城支部  
支部長 森作 宜民

### 1 競争入札に付する事項

(1) 調達する役務の名称

「公済茨城」印刷業務

(2) 調達する役務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日までとする。

(4) 履行場所

公立学校共済組合茨城支部（茨城県水戸市笠原町978番6）

### 2 担当部署

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県教育庁総務企画部総務課福利厚生室内

公立学校共済組合茨城支部 経理係

電話029-301-5412

FAX029-301-6350

E-mail keiri08@kouritu.or.jp

### 3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号に規定する者でないこと。

(7) 密な校正作業を要するため、本社または支社・営業所が水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小

美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村に所在すること。

- (8) 印刷物の企画・作成（広報用パンフレット等のデザイン及び作成）を主としていること。
- (9) 茨城県物品調達等競争入札参加有資格者名簿において、審査数値が80点以上であること。
- (10) 過去5年間に於いて、元請けとして仕様書に掲げる同種業務を受託し誠実に履行した実績を1年以上有すること。

#### 4 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

- (1) 交付の日から令和5年2月24日（金）午後4時までに電子メールにより受付をする。入札説明書等を希望する場合は、下記の申し込み先（電子メールアドレス）に会社名、担当者名及び連絡先（会社住所、電話番号）を明記し申し込むこと。

**電子メール送信先 : keiri08@kouritu.or.jp**

- (2) 入札説明書等を申し込む際の電子メールの件名は、  
**【資料交付希望】「公済茨城」印刷業務とすること。**
- (3) 入札説明書の交付に当たっては無料とする。また、仕様書は入札説明書と併せて交付する。
- (4) 電子メールによる受信確認後、申込者にデータを送付する。

#### 5 入札説明書等に関する質問

- (1) 入札説明書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子メールにより質問すること。

##### ① 質問受付期間

交付の日から令和5年2月24日（金）午後4時までとする。なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

##### ② 質問受付先

前記2の担当部署に同じ

##### ③ メールを送信後、確認のため前記2の担当部署に電話連絡すること。

電子メール送信先 : keiri08@kouritu.or.jp

- (2) 質問に対する回答は、次のとおりとする。

##### ① 日時

令和5年3月1日（水）午後4時まで

##### ② 方法

電子メールにより回答する。

#### 6 入札参加資格等の確認

##### (1) 提出方法

競争入札参加者は、郵便又は持参により、一般競争入札参加確認申請書に前記3の(4)、(5)、(6)、(7)及び(10)の事項を証明する書類を添付して前記2の担当部署あて提出するものとし、入札参加資格の確認を受けなければならない。

##### (2) 提出期間

令和5年3月8日（水）午後4時（必着）

### (3) 提出先

前記2の担当部署に同じ

### (4) 競争参加資格確認通知書の交付

入札参加資格の有無について審査し、令和5年3月15日(水)までに、競争参加資格確認通知書を発送する。

なお、参加資格が「無」の場合は、その理由を付する。

## 7 入札手続等

競争入札参加者は、前記5(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

### (1) 入札・開札の日時、場所及び入札書の提出方法

① 日 時 令和5年3月23日(木) 午後4時

② 場 所 茨城県水戸市笠原町978番6  
茨城県庁 1階「入札室2」

③ 提出方法 上記②へ持参することとし、入札立会いの上、開札を行う。

入札書等の提出時に、前記6(4)により交付された競争参加資格確認通知書を提示し、同書に指示された書面がある場合は当該書面を提出すること。

### (2) 入札額

落札決定に当たっては、入札額に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(整数)を記載すること。

ただし、提出した入札書等は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(3) 入札の執行回数は2回を限度とする。

(4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 8 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

免除する

### (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

## 9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (4) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (5) 虚偽の確認書を提出した者が入札
- (6) 記名押印を欠くとき
- (7) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (8) 首票金額を訂正した入札を行ったとき
- (9) 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (10) 競争参加資格確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする
- (11) 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき
- (12) 代理人が委任状を持参しないとき
- (13) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

#### 10 落札者の決定等

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者の決定を行う。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

#### 11 入札の辞退

入札参加者が入札を辞退する場合は、前記2の担当部署へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

#### 12 再度入札等

- (1) 再度入札は、1回とする。
- (2) 初度入札に参加しないものは、再度入札に参加することはできない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

#### 13 契約書作成の要否

要

#### 14 その他

- (1) この公告のほか、入札に係る詳細は入札説明書等による。
- (2) 入札参加者等は、入札後、この公告、入札説明書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 入札参加者等又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用は、すべて当該入札参加者等又は当該契約の相手方が負担するものとする。